

第7章 計画の推進体制の確立

1 庁内連携・関係機関との連携・協力

(1) 庁内の体制

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、障害福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

(2) 大阪府・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や大阪府と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援等、本市だけでなく近隣市を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進するとともに、国や大阪府レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

(3) 社会情勢に応じた柔軟な対応と財源の確保

障害福祉サービス等の実施にあたっては、今後の社会情勢や国・大阪府の施策の動向の変化、本市の財政状況等が重要な要素になることから、それらを踏まえながら施策の展開を図ります。また、障害福祉サービス等の充実を図るため、財源確保の方策、事務事業の創意工夫に努めると同時に、国・大阪府に対し、各種助成システムの充実等、財政支援について要望し、計画の推進を図ります。

2 地域連携の強化

(1) 地域自立支援推進会議との連携

障害福祉サービス等の充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となるため、地域自立支援推進会議との連携を強化し、計画を推進します。

(2) 関係団体・市民との連携

本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、市民や民間企業・事業所等の理解や協力と障害のある人自身の積極的な参加が必要です。

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、ふれあいネット雅び、ボランティア等による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築きます。

3 計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

本計画の実施状況は、定期的に「羽曳野市障害者施策推進審議会」に報告し、成果目標・活動指標等について検証を行うとともに、その結果を公表します。

また、地域自立支援推進会議においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。

これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。